

千葉県国土利用計画地方審議会 議事概要

1 日 時 平成20年1月29日(火) 午後1時30分から

2 場 所 議会棟4階 第8委員会室

3 出席者(委員)

加瀬会長、飯田委員、岩井委員、岡田(幸)委員、岡田(勝)委員、岡村委員、親泊委員、金野委員、佐倉委員、高橋(節)委員、高橋(洋)委員、塚定委員、轟委員、林(幹)委員、松崎委員、宮脇委員、村木委員、山田(多)委員、山田(利)委員

4 議 事

1) 開 会

2) 議 事

(1) 千葉県国土利用計画(第4次)案について(諮問)

事務局から内容を説明した後、意見交換を行い、別添のとおり答申された。

※答申書については、本議事概要の最後に掲載しています。

(2) 千葉県土地利用基本計画(計画図)の変更について(諮問)

事務局より、変更事案3件について、議案資料及び計画図等で説明し、原案のとおり変更することについて承認された。

(3) 報告事項

① 平成18年度林地開発許可等の状況について

② 国土形成計画(全国計画・首都圏広域地方計画)の策定状況について

3) 閉 会

4) 主な発言内容(順不同)

- 県土利用のモニタリングについて、「データを定期的・継続的に調査・把握し」とあるが、「定期的」とは、どのくらいの期間で行うのか。
- 計画評価制度の期間について、5年後の総合的な点検・評価では遅いのではないか。2～3年で中間的に点検・評価を行ってはどうか。
- どのようにモニタリングを実施するのか。モニタリングの際には、貴重、あるいは脆弱な自然をしっかりとウォッチングしていくことが必要だと思う。
- 土地利用をできるだけ正確に把握していく必要がある。土地利用が大きく変化しているところを中心にモニタリングを実施して、より地区レベルの詳細なデータを把握し、評価していくことが大事ではないか。

(事務局)

モニタリングについては毎年の実施を考えており、計画の総合的な点検・評価については、モニタリングを踏まえて、適時適切に実施していくことといたします。なお、具体的なモニタリングの実施方法については、調査検討部会や本審議会で検討いただきたいと考えています。

- 県土全体の面積について、地球温暖化等、環境問題の重要性が言われている中、農地・森林の面積を減少させ、住宅地面積を増加させるということについて、方向転換を考えるべき時期ではないか。

(事務局)

12頁の「農用地」にあるとおり、基本的な方向として、これまで以上に農地の保全に力を入れることを記述しています。22頁にある「規模の目標」は、なるべく農地の減少を食い止めるよう努力した結果ですので、ご理解いただきたいと思えます。

- 山砂採取跡地の回復について、森林回復面積の数値目標ができないか。

(事務局)

山砂採取跡地の回復は一義的には事業者の責任で行うものなので、県が数値目標を挙げることは難しいと考えています。県としては、森林回復に係る実証事業等により森林回復を図るとともに、その状況を委員の皆さまへ報告し、ご意見を伺いたいと考えています。

- 平成16年から平成17年にかけて、産業廃棄物の不法投棄量、投棄件数ともに増えているが、このままの取組でよいのか。

(事務局)

ご指摘のとおり、一旦は減少した不法投棄量、投棄件数が平成17年に増えておりますが、計画案の46頁の「廃棄物の適正処理」にある取組を強化して対応していきたいと考えています。

- 「湾岸ゾーン」に八千代市・四街道市が入っているが、今まで八千代市・四街道市が湾岸地域という意識は持ったことがなかった。八千代市・四街道市の方たちに違和感はないのか。

(事務局)

ゾーンに対する考えについては、各市町村の意見も踏まえ、特に経済活動・地域の特性・土地利用の状況・課題の類似性から、関係の深い地域をくくって設定しました。

- 三番瀬について、「各種再生事業を推進します。」と積極的な文言で記述されているが、現在のところ、あまり進捗していない感じがする。このような表現で良いのか。

(事務局)

三番瀬再生計画については、基本計画と事業計画を平成18年度に策定し、それに基づいて本年度、県で事業を進めています。今後も地域住民と三番瀬再生会議の議論を踏まえて、できるものから段階的に進めていくため、このように記述しています。

- 例えば、道路が増えていき、山が削られると、山の法（のり）を切ることで森が減り、環境を破壊してしまう。ミティゲーション(※)のように、開発をしても緑を補わせるような仕組みが必要ではないか。

(事務局)

ミティゲーション等、開発と保全の仕組みをどう考えていくかについては、今後、勉強をし、検討させていただきたいと考えております。

※ミティゲーション…保全すべき自然環境が止むを得ず消失する場合に、元々の自然環境と同等のものを他の場所に設ける等、自然環境に対する開発の影響を緩和する措置。

- 人口減少時代の到来等により、転入率が低く、高齢化率が高い状況だが、22頁の「規模の目標」では、農地が年間400haも減少していくことになる。この数値は妥当なのかどうか。また、どのように算出しているのか。

農地が減少する一方で、宅地が約10%の増加となっているが、これについても、妥当なのかどうか。また、全国計画では「二地域居住」で宅地の必要性を説明しているが、千葉県でもそのように考えるのであれば、明記していくべきではないか。

(事務局)

農地面積について、今回の計画には書いていませんが、平成4年から平成16年の間で約12,000ha減っているのに対し、今回の計画では、平成29年までの減少を4,500haに抑えています。

目標値の130,000haという数字については、農林水産部で平成17年に策定した「千葉県農業経営基盤の強化に関する基本方針」の中で設定されており、これとの整合性を図っています。

また、農地が減少していく要因としては、宅地への転用もありますが、本県の場合、耕作放棄地による農地の減少が多いという状況です。

次に、宅地面積について、面積は増加し続けているものの、増加面積は5年区切りで見ると徐々に逡減してきております。

目標値については、こうした過去の実績も踏まえ、増加率が今後も逡減していくものと見通し、増加面積を抑えて設定しています。

なお、宅地面積と関連の深い世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所によると、今回の計画の期間中、本県の世帯数は増加していくと予測されています。

二地域居住の促進については、17～18頁「4(2)①持続可能なまちづくり」、45～46頁「7(1)⑤ア持続可能なまちづくり」に記載しています。

前回の審議会においても同様のご意見をいただき、「定住の促進、都市との交流」という表現で記載をしましたが、これは、二地域居住ということも想定した表現でありますので、理解いただきたいと思います。

- 5～6頁「多様な主体との連携・協働による県土利用」のところでコミュニティへの参画がキーワードになると思う。

(事務局)

ご指摘のことについて、計画に盛り込めるかどうか検討します。

- 3～4頁「厳しい県財政」に記述されている「社会保障費等の義務的経費の増加により県財政が厳しい」という事実関係について説明してもらいたい。

(事務局)

「資料1-5 計画案【資料挿入版】」の7頁に掲載したグラフを見ていただくと、一般財源が横ばいからやや減少しているのに対し、義務的経費は年々増加していることが分かります。

- 8頁「安全で安心できる暮らしの確保」の中で、当初案の「工場・自動車等からの排出ガスによる大気汚染…」という記述から「工場」が削除されたが、工場からの排出ガスも大気汚染の原因になるので抵抗を感じる。

(事務局)

本県においては、工場の排出ガスによる大気の汚染はかなり改善されてきております。ご指摘の部分(8頁「安全で安心できる暮らしの確保」)は県土利用上の課題について記述していることから、「工場」については特出しせず、「自動車等」とさせていただきます。

なお、36頁「健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築」においては、具体的に実施する措置として、「大気汚染防止法」等に基づく工場からの排出ガス規制について記述しています。

- 17頁等に「持続可能なまちづくり」や「集約型のまちづくり」という記述があるが、実際にこれらを実現していこうとする場合、「公共交通」が重要になる。「既存の社会資本ストックの活用」という記述も見られるが、これについては「交通施設」と明記してはどうか。

(事務局)

ご指摘のことについて、計画に盛り込めなるかどうか検討します。

- 現行の第3次計画では工業用地のところに安全・環境面の確保の記述がある。重要なことであると思うが、第4次計画ではどのように考えているのか。

(事務局)

第4次計画では、44頁「工業用地」において、「地域の特性に応じて景観・環境の保全等に配慮した工業用地の整備、分譲、工場跡地等の有効利用等を図ります」と記述しています。

- 産業がしっかりしていないと、その地域の景観も崩れてしまう。地場産のものを使った農林業の活性化等、総合的な施策が必要ではないか。
- 言葉の使い方を工夫することで、県土愛が湧き出てくる計画になると思う。
- 千葉県には歴史的なまちが多いにも関わらず、活用されていないのではないか。そういうものを評価するニュアンスが入れば、千葉県らしい計画になると思う。
- 将来の食糧危機のおそれや食料自給率の問題等も踏まえ、県土利用の方向性を記述してもらえるとよい。
- この計画を実現していくことがより重要である。計画内に記述されている施策について、各部局横断的に取り組んでもらいたい。また、森林の質的な回復・向上に向けた方策や都市における緑地の整備を進めていただきたい。

千 国 審 第 6 号
平成 2 0 年 2 月 4 日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県国土利用計画地方審議会
会 長 加 瀬 五 郎

千葉県国土利用計画（第4次）について（答申）

平成20年1月29日付け企調第5425号で諮問のありましたこのことについては、別添計画案のとおりとすることが適当であると認めます。

なお、計画の推進に当たっては、別紙の意見に留意し、適切な県土利用を進められるよう配慮願います。

(別 紙)

- 1 「県土利用の基本方針」や「県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向」の実現に向けて、部局横断的な施策展開により効果的に取り組むこと。
- 2 県内各地の多様な歴史的・文化的な景観、まちなみ等の地域資源を活用し、地域の個性・特色を生かした魅力ある県土利用を進めること。
- 3 農産物の生産、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、多面的な機能を有する農地、森林の面積の減少の抑制に向けて、総合的・計画的な取組を図ること。
- 4 良好な自然的景観、農山村風景の保全に不可欠な森林や農地の有効利用に向けて、これらを活用した農林業、観光産業、商工業等の振興を図ること。
- 5 県土利用のモニタリング制度の検討に当たっては、地域・地区レベルにおけるデータの把握、貴重な自然環境の保全等の観点も十分考慮すること。